

通所リハビリテーション

重要事項説明書

(利用者用)



医療法人社団 晃弥会

介護老人保健施設 あいあい

通所リハビリテーション利用のご案内

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいあい
- ・開設年月日 平成13年2月1日
- ・所在地 広島県府中市三郎丸町137番地
- ・電話番号 0847-40-1010
- ・FAX番号 0847-40-1550
- ・管理者名 池田 純（施設長）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3451780013号）

(2) 介護老人保健施設あいあいの運営方針

老人福祉の向上に努め、特別養護老人ホーム等の施設又は家庭と医療機関との中間的処遇を基調とした介護を行うものとする。

医療と介護の機能を備えた施設とし、医療面の偏重を避け、生活援助の場としての施設を原則に、医療と福祉の均整の取れた処遇に努める。

前各号の推進にあたっては、地域の福祉関係機関、医療関係機関との連帯を密に実効を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

22.10.01

	職員	非常勤職員	
・医師	1		
・事務長	1		
・看護職員	1		
・介護職員	15	5	
・介護支援専門員			
・支援相談員	1		
・管理栄養士	1		
・理学療法士	6	2	
・作業療法士	3		
・言語聴覚士			
・事務職員	2		
・薬剤師		1	

(4) 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の方の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、その他担当職員により通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

(5) 営業時間

毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

※ 短時間利用については基本行っておりません。但し緊急時はその限りではありません。

2、サービス内容

①通所リハビリテーション計画の立案

②送迎（エリア：府中市・福山市【新市、芦田】・尾道市【御調町】）

※ 上下町については上下駅より半径 5 km 圏域がエリアとなります。

※ エリア外は 40 円/1 km（税込）頂きます。

ただし、利用者の要望により実地地域以外の対応を可能とする。

③食事

昼食 12時00分～13時00分

④入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑤医学的管理・看護

⑥介護 通所リハビリテーション計画に基づいて実施します。

⑦機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑧相談援助サービス

⑩その他

3、利用料金

別途利用料金をご覧ください。また今後、物価変動（燃料費・食材費等）や介護報酬の改定に伴い改定する事があります。

4、支払い方法

お支払いは基本的に当施設指定の金融機関（福山市農協・広島銀行・中国銀行・ゆうちょ銀行等）のいずれかの利用者名義の口座より口座振替の自動引き落としとさせていただきます。月末締めで翌月 10 日以降、請求書を配布いたします。

尚、引き落とし日については毎月 20 日とし、金融機関が休日の場合は翌営業日とします。支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法にもよります。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5、協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名 称 公立みつぎ総合病院

住 所 広島県尾道市御調町市 124 番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6、施設利用に当たっての留意事項

① 喫煙は決められた場所以外では許可しません。煙草・ライター等喫煙具は、預からせていただき必要に応じてお渡しします。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも限らず、施設、設備を壊したり汚した場合にはご利用者の自己負担により現状に修復していただくか、または相当額対価をお支払いいただくことがあります。

- ③ 金銭・貴重品については原則として持ち込み禁止ですが、自動販売機、喫茶コーナー等がありますので小遣い程度として下さい。

7、非常災害対策

防火管理者 防災管理者	浅井 淳芳
非常時の対応方法	当施設の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回/年（春・秋）、設備点検も合わせて実施
防災設備	自動火災報知器・非常警報装置・消火器・消火栓・スプリンクラー 非常発電装置・避難用滑り台

8、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 事業者からの契約解除について

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除する事ができます。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病院等の重要項目について故意にこれをつげず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約による、第5条1項から第3項に定める利用料金の支払いが7日間以内に支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は、サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うほか、身体的暴力や精神的暴力等のパワーハラスメント及び性的な言動等のセクシャルハラスメントを行うなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約解除する場合の具体例)

暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける、物を破壊する、物をたたく
- ・刃物を向ける、服をちぎる
- ・怒鳴る、噛みつく、脅迫する
- ・気に入らない職員や特定の職員を集中的に批判したり、いやがらせをする
- ・他施設や他者との批判をしながら、過大なサービスを要求したり、罵倒したりする
- ・職員への批判をSNSやインターネット（ホームページ）などへ掲載する。

セクシャルハラスメント

- ・職員の体を触る、手を握る、抱きしめる
- ・卑猥な写真を見せる
- ・不必要に自分の体を触らせようとする
- ・性的な発言や卑猥な言動をする など

その他

- ・職員を長時間にわたり束縛しようとする
- ・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・奇声や大声を発する

10、《虐待防止のための措置に関する事項》

- ・事業者は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
 2. 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ・事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

11、要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

担 当	役 割	担当者及び連絡先
苦情受付 担当者 (支援相談員)	苦情の受付・確認・記録	氏 名：有永 暁美 電話番号：0847-40-1131 FAX：0847-40-1550 対応時間：8：30～17：30
苦情解決 責任者 (事務長)	苦情の解決	氏 名：倉田 真里子 電話番号：0847-40-1010 FAX：0847-40-1550 対応時間：8：30～17：30

12、その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護老人保健施設あいあい

通所リハビリテーション利用重要事項説明書同意書

介護老人保健施設あいあいを通所利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション利用重要事項説明書及び利用料金一覧表を受領し、また個人情報の利用に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

なお、療養中の転倒、誤嚥、容態の急変など不慮の事故については施設の善意に一任します。利用料等の支払いについては、貴施設に対し一切迷惑はかけません。

令和 年 月 日

所在地：〒726-0026

広島県府中市三郎丸町 137

事業者名：医療法人社団 晃弥会

介護老人保健施設 あいあい

理事長 門田 悦治 殿

管理者 池田 純 殿

説明者

⑩

<利用者>

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

<保証人>

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

<保証人>

住 所

氏 名

(続柄)

⑩